

# 令和6年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会  
会長 茨田 一矢

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、本人の持っている力をさらに高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導と必要な支援を行うための特別支援教育の充実を推進していただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

障害の有無に関わらず、誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、自分自身に誇りを持って生きられる社会の構築を目指すため、以下の事項を要望いたします。

## 1. 特別支援学校設置基準の施行

- ① 特別支援学校設置基準が、令和3年9月24日に公布され、総則及び学科に係る規定については令和4年4月1日から、編制並びに施設及び設備に係る規定については令和5年4月1日から施行されることとなりました。知的障害のある児童生徒数増加に伴い、普通教室の分割、特別教室の普通教室への転用、大規模化した学校等、深刻な現状は今なお続いています。国は、特別支援学校の教室不足を解消するため、令和2年度から6年度までを「集中取組期間」と設定し、学校建設に関する国庫補助率は2分の1に引き上げてくださっているものの、地域によっては財政的に厳しく学校設置が困難な状況もあります。令和6年度についても、令和5年度予算同様、国庫補助率の引き上げ持続していただくようお願いいたします。また、「集中取組期間」の延長についてのご検討もお願いいたします。
- ② 特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準の策定は、特別支援学校を設置するために必要な最低の基準以上とするとともに、地域の実態に応じた柔軟な対応が可能となるようお願いいたします。
- ③ 毎年のように、日本各地でこれまで経験したことのないような大雨となり、深刻な水害や土砂災害が発生しています。全国のハザードマップを確認すると、「土砂災害警戒区域」や「洪水・浸水想定区域」内に立地している特別支援学校が少なくありません。学校の防災体制を強化し実践的な防災教育を推進しても、脆弱な地盤での学校安全は保障できません。特別支援学校を安全な場所に立地することを「特別支援学校設置基準」の大前提としていただくようお願いいたします。

## 2. 児童・生徒の実態を踏まえた学級編制

「重度・重複学級」は、「複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒」が対象となっており、常時見守りが必要な重度の知的障害のある児童生徒は通常学級に編制されている実態があり、多くの学校で長年の課題となっています。特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）によれば、「重複障害者とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を

併せ有する児童生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。しかし、教育課程を編成する上で、以下に示す規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてもよい」(第 7 節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い 2 重複障害者の場合)」と説明しています。また、中央教育審議会では令和 3 年 1 月 26 日の第 127 回総会において「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」を公表されています。知的障害のある児童生徒の実態を踏まえた学級編制がどの地域でも可能になり、一人一人の学びが個別最適なものとなるよう、国として取り組んでいただきますようお願いいたします。

### **3. 特別支援教育における ICT の利活用の推進**

- ① 障害のある幼児児童生徒等の社会参画の促進、QOL の増進を可能にし、オンラインによる授業や自立活動の指導についてもさまざまな活用が図れるよう実践事例の蓄積を図り、教職員間での共有を図っていただくようお願いいたします。
- ② 障害のある幼児児童生徒等の家庭における ICT を利活用したオンライン学習を可能にするためには、保護者が学校教育での ICT 利活用や取り組みを十分理解し、保護者自身の ICT に関する知識や技術を習得する必要もあります。そのためにも、PTA 活動時に校内のインターネット環境を利用できたり、PTA 室の Wi-Fi の導入が可能となるよう各自治体の教育委員会に働きかけていただきますようお願いいたします。
- ③ 特別支援学校や高等学校等の寄宿舎においては、Wi-Fi 環境が整備されていないため、児童生徒が寄宿舎で端末等を使った自学自習ができない状況です。寄宿舎を利用する児童生徒が、寄宿舎の自室でも端末を活用して調べ学習等ができるように寄宿舎の Wi-Fi 環境整備に係る予算を確保していただくようお願いいたします。
- ④ 特別支援学校に所属をしている児童生徒等は幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は一人一人異なります。また、重度重複障害の子供も多く、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分把握したうえでの ICT 教材(アプリケーション等)が必要となります。さまざまな教材となり得るアプリケーションは、無料・有料とそれぞれ存在しておりますが、より専門的で、保護者・先生方が安心して子供たちに使用できるような ICT 教材(アプリケーション等)の開発研究予算を確保いただきますようお願いいたします。

### **4. 就学前から社会参加まで切れ目ない支援体制の整備**

- ① 教育委員会・学校と福祉、医療、労働等の関係部局やその他関係機関の連携体制を整備しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法、児童の権利に関する条約などの関連する法制度、関連する幅広い内容等が整備されていますが、令和 5 年度 4 月 1 日から創立されたこども家庭庁との連携について、分かりやすく情報提供して下さるようお願いいたします。
- ② 就学、進級、進学、就労の際に、個別の教育支援計画等が一貫した指導と必要な配慮がな

されるような仕組づくりをお願いいたします。

- ③ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援が円滑に進むよう連携支援コーディネーターの配置に係るさらなる財源措置の拡充・確保をお願いいたします。
- ④ 切れ目のない支援体制を整備するためには、社会全体での知的障害児者への正しい理解が必須です。また、人権教育における知的障害児者の理解啓発についても推進していただきますようお願いいたします。

## **5. 学校と福祉機関の連携の推進**

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」により、障害児通所支援事業所と学校間での相互理解がすすみ、障害のある子供たちへの一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進して下さるようお願いいたします。

## **6. 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実**

- ① 知的障害特別支援学校には、幼稚部から高等部まで、幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は一人一人異なります。また、重度重複障害の子供も多く、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分把握したうえで、各教科や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識と技能を持った教職員を求めています。すなわち、さまざまな専門家等との連携を図りながら、専門的な知見を活用した指導が求められています。そのためには、学校全体として、先生方の高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要です。
- ② 地域の小学校・中学校においても、多くの知的障害や発達障害のある児童・生徒が学んでいますが、教員の専門性は個人差が大きく、児童生徒・保護者が地域での学びを希望しても、適切な学びや支援を受けることができない場合もあります。知的障害特別支援学校のセンター的機能を存分に発揮していただき、地域の学校においても、適切な学びが提供できる仕組みづくりを構築していけるようお願いいたします。

## **7. 高等学校における学びの場の充実**

- ① 高等学校での通級指導の導入がすすめられていますが、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員をはじめ、学校全体で継続的に教員の専門性を担保・共有していく仕組みづくりが必要です。同時に、通級を設置する学校の生徒全体への理解啓発をすすめることも重要です。多様な学びに対する寛容な心を育て、通級の対象の生徒が指導を受けやすい環境にするために、特別支援学校との交流及び共同学習や、ボランティア活動、バリアフリー教育指導の推進など、特別支援学校との連携を具体化していただくようお願いいたします。
- ② 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実  
高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。そのため、義務教育段階での個別の教育支援計画等を活用し、高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても個々の生徒の障害の状態や教育的ニーズ等

に応じて合理的配慮の提供を行う必要があります。また、多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識及び技能等を習得し、生徒の能力や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう、進路に対するニーズや学習の状況に応じた多様なコース制を導入・選択できるようにしたり、教科・科目を設定して選択できるようにする取り組みが必要です。その際、高等学校から大学等への進学や就労する場合にも、適切な引継ぎと連携が必要です。

## **8. 特別支援教育の生涯学習の充実**

卒業後においても、それぞれのライフステージにおいて、自立と社会参加に必要な力を維持・伸長し、自らの可能性を追求できる環境が整うことを望みます。夢や希望に向かい、豊かな生活を送ることができるよう、障害の状態に応じた具体的で多様な学習活動（文化・芸術活動、運動・スポーツ活動）の実践や調査研究を進め、支援体制を充実させていただきよう願います。

## **9. 学校安全と防災体制の強化**

- ① 大規模な地震災害が発生した場合の特別支援学校では、学校内の幼児児童生徒・教職員等の安全確保の他に、地域の災害時要配慮者の福祉避難所や地域住民の指定避難所、帰宅困難者支援等多くの役割を担う必要が想定されます。文部科学省初等中等教育局長通知文平成29年1月20日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」で示されているように、教職員の避難所運営の協力業務に対する必要な準備を行い、いざという時に速やかに遂行できるような取り決めを教職員・保護者に周知徹底する必要があります。また、貴省で発行した資料「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練 実践事例集（令和3年6月）」について幅広く啓発して下さるようお願いいたします。
- ② 大規模災害発生時、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・維持するためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開させ、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠です。令和6年度から障害福祉サービス事業所での事業継続計画（BCP）の策定が義務化されることに伴い、特別支援学校においても同様に策定する必要を感じます。災害が起きても特別支援学校の重要業務を継続させ、学校再開のための事前準備に取り組み、地域住民・関係行政機関・医療・支援者等との平時からの連携・協力体制を構築しておくことが必要です。国として、学校安全と防災体制の強化につながる事業継続計画（BCP）の策定を推進するモデル事業などを検討していただくようお願いいたします。

## **10. 再生可能エネルギー設備等の設置の推進について**

公立小中学校と同様、特別支援学校においても、環境対策や環境教育、そしてSDGsの観点から、再生可能エネルギー（太陽光発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備、燃料電池、雪氷熱利用設備、小水力発電設備）の設置によるCO2削減

減に取り組むことが喫緊の課題です。さらに、大規模災害が発生した場合に避難所対応もしくは福祉避難所となる特別支援学校では、誰にとっても安全で安心できる場であることが望まれます。さらに、ライフラインが停止した場合でも、非常用電源の確保・活用できる備えは必須です。令和3年5月1日現在の文部科学省の調査（再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査）結果では、全国の公立特別支援学校では365校が設置している状況です。今後も引き続き、学校施設環境改善交付金の助成を継続していただき、各自治体への再生可能エネルギー設備等の設置を働きかけていただきますようお願いいたします。

## **11. 養護教諭等の加配・定数改善**

知的障害特別支援学校においても、複雑化・多様化する健康面・精神面に課題のある児童生徒は在籍しています。よりきめ細かなサポートや支援体制を構築し、安全・安心な医療的ケアの実施が可能となるよう、養護教諭の加配と定数改善ならびにすべての特別支援学校にスクールカウンセラーを配置していただくようお願いいたします。また、心理カウンセラーやソーシャルワーカー等の専門的な先生方に適切な時期につなげていただく仕組みづくりをお願いいたします。

## 令和6年度 厚生労働書への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会  
会長 茨田 一矢

障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送るためには、障害のある人が日々の暮らしの中で抱えるニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じた適切な障害保健福祉サービス等に結びつくことがたいへん重要です。こども家庭庁、文部科学省との連携・強化をはかり、制度のはざまを作らない体制を作っていただきますようお願いいたします。

### 1. 特別支援学校卒業後の充実した生活と社会参加のために

- ① 特別支援学校卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関との連携を強化していくようお願いいたします。また、ジョブコーチなどの専門的な支援の利用期間を状況に応じて柔軟に延長することができ、就労後の仕事が定着できるような支援の充実・強化についても関係者・関係機関と連携していただくようお願いいたします。
- ② 2021年3月から引き上げられた障害者雇用率（法定雇用率）を踏まえ、知的障害者の特性や強みを生かした仕事の分野や職種で活躍できるよう、就労移行支援を充実させていただきたく、厚生労働省との連携を強化していただきたい。また、さまざまな障害の特性を生かした雇用の場が増えていくよう、こども家庭庁としての理解啓発活動もお願いいたします。
- ③ 学齢期からさまざまな経験を通して積み上げてきた学び・文化・芸術・スポーツを日中活動系サービスの場においても取り組む機会が得られるよう、文部科学省生涯学習政策局の障害者学習支援室と連携して、障害者の生涯学習の取組を推進していただきたくお願いいたします。

## 令和6年度 こども家庭庁への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会  
会長 茨田 一矢

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針において、こども家庭庁の障害児支援については、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、こども家庭庁が所管する子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を行う」と述べられていることに、大きな期待を抱いております。文部科学省、厚生労働省と連携し、一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携の促進、一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行を図り、切れ目ない支援を充実させていただきようをお願いいたします。

### 1. 障害児支援の強化と障害児・者連携の強化について

児童発達支援・放課後等デイサービスなどの通所支援、障害児入所支援、保育所や放課後児童クラブなど一般施策での受け入れ、社会的養護との連携など、障害児支援の強化を図っていただきますようお願いいたします。さらに、相談支援、居宅介護（ホームヘルプ）、ショートステイなどの障害児・者共通サービスにあっては、厚生労働省との連携を強化し、就労支援、生活介護、グループホーム、施設入所支援などにつながる切れ目のない支援の推進をお願いいたします。

### 2. 児童発達支援センターの役割・機能の強化

児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担い、多様な障害のあるこどもや家庭環境などに困難を抱えたこどもなどに対し、適切な発達支援の提供につなげ、地域全体の障害児支援の質を底上げしていけるよう、下記の役割と機能を推進していただくようお願いいたします。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援と家族支援の機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対する助言・相談の機能
- ③ 地域のインクルージョンを推進する中心的な役割
- ④ 地域の障害のあるこどもや配慮が必要なこどもの基幹的相談機能

### 3. 放課後等デイサービスの課題・見直し

児童福祉法を根拠とする放課後等デイサービスの需要は年々高まり、2021年時点の運営する事業所は、17,372事業所となり、活動内容もさまざまです。2021年10月、厚生労働省の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」に於いて、放課後等デイサービ

スに関する今後の方向性が議論され、2024年の法改正（報酬改定）に向けた指針が検討されているようですが、障害のある子どもたちと家族の生活がより安全で豊かな内容の法改正となるようお願いいたします。

#### **4. 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の推進**

学校と福祉機関の連携「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の分析をもとに、今後も全国的な取り組みとして、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子どもたちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進していただくようお願いいたします。

#### **5. OT、PT、ST等の外部専門家の指導・支援の拡充**

- ① 就学前の障害児や特別支援学級に通う児童生徒にも、OT、PT、ST等の専門的な療育は不可欠であり、いつでも必要な時に巡回指導等専門家の活用が可能となるようお願いいたします。
- ② 学校の必要に応じてPT、ソーシャルワーカー等の専門家を配置できるようご支援をお願いいたします。
- ③ 医療的ケアのための看護師、連携支援コーディネーター、外部専門家からの多面的な助言や気づきを通して、学校、家庭、卒業後の就労先、福祉の現場においても可能性を最大限に伸ばしていけるよう、人材育成ならびに確保、必要な配置に係る財源措置をお願いいたします。

#### **6. 大規模災害時における対応**

大規模災害発生時、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・安定させるためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開させることも必要な取り組みです。そのためには、災害時であっても平常時の学校生活に近い状態に復旧させることが可能となる事業継続計画（BCP）の策定が必要です。

障害福祉サービス事業所では、事業継続計画（BCP）の策定が令和6年度より義務化され、保育福祉施設では令和5年度から努力義務となっていますが、子どもたちが所属するさまざまな学校・施設において、事業継続計画（BCP）を策定する必要があると思います。災害が起きても子どもたちの命を守る重要業務を継続させ、学校・施設再開のための事前準備に取り組み、地域住民・関係行政機関・医療・支援者等との平時からの連携・協力体制を構築しておくことが重要です。子ども家庭庁としても、防災体制の強化につながる事業継続計画（BCP）の策定を推進して下さるようお願いいたします。

## 7. 感染症対策

2023年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが、5類感染症に変わり、感染対策は個人の判断に委ねられるようになりました。障害のある子どもたちの中にはさまざまな持病を抱える子どもも多数おり、感染した場合の重症化リスクの不安は絶えずつきまといます。感染症は、新型コロナウイルスに限ったものではありませんが、今後、パンデミックが発生しても、子どもたちが正しい知識と安心感を持って可能な範囲で園や学校での生活を大切に過ごすことができるよう、また、教職員がストレスなく勤務することができるよう、相談支援の充実と継続的な衛生用品等の配布、必要物品の事前の備えなど、引き続きご支援いただきますようお願いいたします。